最終更新日：2019年7月10日

ビオフェルミン製薬株式会社
代表取締役社長 北谷脩
問合せ先：総務部　078-332-2890
証券コード：4517
https://www.biofermin.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社においては、製薬会社として心身ともに健康な長寿社会の形成に貢献し、株主の利益を重視した経営を行うために、コーポレート・ガバナンスは重要な要件であると考えており、構成員の過半数を社外取締役が占める監査等委員会を設置することで、取締役会の監督機能の強化を図っております。この上で、取締役会を少人数で構成し、執行役員を中心とした業務執行体制を強化することで、経営の意思決定の迅速化と、業務執行充実の両立を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-4　議決権の電子行使、招集通知の英訳)
当社では、今後英文による情報提供や電子行使を可能とするための環境づくりが必要であると認識しておりますが、現時点では、当社の株主構成に占める機関投資家および外国人株主比率が相対的に低いことから、議決権電子行使プラットホーム採用と招集通知の英訳につきましては、採用を見送っております。
今後につきましては、株主構成の推移を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

(補充原則3-1-2　英語での情報の開示・提供)
当社の株主構成に占める外国人株主比率が相対的に低いことから、英語での情報開示・提供を見送っております。
今後につきましては、株主構成の推移を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

(補充原則4-10-1 任意の諮問委員会設置)
当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、任意諮問委員会は設置しておりません。しかしながら、独立社外取締役の適切な関与、助言を得る機会を確保しており、任意の諮問委員会について現状では必要ないと判断しております。

(原則4-11　取締役会の実効性確保のための前提条件)
当社の取締役会は、ジェンダー・国籍等の属性だけではなく、企業の持続的な発展や重要事項の意思決定等の課題に対し多様な観点から十分な議論が出来るよう考慮した上で構成されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4　政策保有株式)
当社は純投資目的で他社の株式を保有しており、政策保有株式はございません。

(原則1-7　関連当事者間の取引)
当社では、重要な取引における取引条件およびその決定方針の妥当性については、取締役会において審議した上で意思決定を行うことを取締役会規程に定めております。また、事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引であるか、監査等委員である取締役がチェックを行う仕組みとなっております。

(原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)
当社は企業年金制度を運用しておりません。

(原則3-1　情報開示の充実)
⑴　企業理念を当社ウェブサイトに掲載しております。
⑵　コーポレート・ガバナンスの基本方針をコーポレート・ガバナンスに関する報告書および有価証券報告書にて開示しております。
⑶　役員の報酬などの額の決定に関する方針をコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。
⑷　当社では、取締役会において、代表取締役から推薦を受け、取締役・執行役員の候補者を決定しております。当該決定にあたっては、性別、年齢等の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮の上、その職務と責任を全うできるか否かで判断することとしています。
取締役の選任議案については、監査等委員である取締役の同意・取締役会の決議を得た上で株主総会に付議しております。
また、取締役会が、取締役・執行役員が上記基準に適合しないと判断し、かつ、職務執行を継続させると会社運営上著しい支障があると判断した場合は会社法上及び社内規則上の手続きに則った解任手続きを取ります。
⑸　役員候補者については、個々の経歴及び指名理由を「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。また、解任があった場合は、解任の理由を公表します。

(補充原則4-1-1　経営陣への委任の範囲の概要)
当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程で定めております。具体的には、経営の基本計画、決算、株主総会に関する事項等があります。
また、経営における責任体制を明確化し、権限の委譲による意思決定の迅速化を目指しており、取締役会の決議により選任された執行役員を中心とした業務執行体制を充実させております。取締役会規程に定める事項以外の業務執行上の事項については、各部門長へ権限を委譲しております。

(補充原則4-2-1　報酬制度の設計)
　当社の経営陣の報酬制度は、株主総会で決議されている報酬総額の中で、同規模の消費財メーカー、製薬メーカーの報酬水準を踏まえて各人の役位、職責、能力に応じて、一定の報酬基準を設定しております。また、その基準は、短期の業績に連動して変動するとともに、中長期的観点からのインセンティブも働くよう設計されております。その制度に則り、取締役会長が各人の具体的な金額を決定することについて、取締役会にて了承しております。

(原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
　独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、上場証券取引所の定める独立役員の独立性判断基準を選任の基準としております。

(補充原則4-11-1　取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方)
　当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持った取締役で構成されることが必要であると考えております。
　取締役会における主要な意思決定に際しては、取締役のダイバーシティ(多様性)が担保されていることが重要と考えており、法令および定款の定めるところに従い、経営方針および業務執行に関する重要な事項について、メンバーがそれぞれの知識・経験・能力を活かして審議し、決定するとともに、取締役から職務の施行状況に関する報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。

(補充原則4-11-2　取締役の兼務状況)
　当社の取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めております。
　また、その兼任状況を招集通知およびコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

(補充原則4-11-3　取締役会の実効性評価)
　当社では、取締役会の実効性を評価する仕組みとして、取締役会の構成、議案、審議、運営の内容について、出席者である取締役を対象にアンケートを行うこととし、2019年3月に「第4回(2018年度)取締役会実効性評価アンケート」を実施いたしました。
そのアンケートの結果によれば、取締役会の構成、運営および議論全般について、「概ね適切である」との評価となりました。
　今後も、取締役会に加え社外役員と積極的にコミュニケーションを図ることで、取締役会のさらなる充実を図ってまいります。
また、社外役員への情報提供を充実することによりガバナンスの強化を目指してまいります。

(補充原則4-14-2　取締役のトレーニング方針)
　各取締役に対しては、その役割・責務に関わる理解を深める機会を設けることとし、新しい考えの習得や生きた情報に触れることによる自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入および人的ネットワーク(異業種交流)への参加を推奨しております。

(原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針)
　当社では、IR担当役員が必要に応じて株主との対話を支援する体制をとっております。また、希望によっては個別に決算などの説明を行うことも考えており、その対話によって把握できた事項については、取締役会にて報告する仕組みとなっております。なお、対話の際には、インサイダー情報管理に留意しております。

(原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表)
　単年度分の経営計画につき、決算短信や有価証券報告書で公表しており、当該公表内容で説明できていると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大正製薬ホールディングス株式会社	7,632,021	62.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	177,100	1.45
クレディ・スイス証券株式会社	142,000	1.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	137,400	1.13
大西章史	121,000	0.99
寺谷 一憲	100,000	0.82
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	100,000	0.82
株式会社三菱UFJ銀行	94,655	0.77
城戸 顯子	89,232	0.73
久金属工業株式会社	88,800	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	大正製薬ホールディングス株式会社　(上場:東京)　(コード)　4581

補足説明 更新

・親会社である大正製薬ホールディングス株式会社の当社議決権の保有割合は、63.8%であります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は、大正製薬ホールディングス株式会社であり、兄弟会社は大正製薬株式会社であります。

親会社および親会社グループとの間の人的関係でございますが、2019年6月26日開催の第133期定時株主総会において選任された当社取締役会長上原健氏は現在、親会社である大正製薬ホールディングス株式会社の取締役および同社の子会社である大正製薬株式会社の代表取締役を兼務しております。また、2019年6月26日開催の第133期定時株主総会において選任された当社監査等委員である取締役　小山雄二氏は現在、兄弟会社である大正製薬株式会社の執行役員であります。従って、当社取締役7名のうち1名（上原健氏）が親会社と当社において取締役を兼務、また1名（小山雄二氏）が兄弟会社の執行役員と当社の取締役を兼務していることになります。

親会社との間に直接的な取引関係はございませんが、当社製品の販売先が兄弟会社である大正製薬株式会社であり、親会社グループとの取引が当社売り上げの大半を占めることとなっております。
なお、当該取引の実行を決定するにあたっては、東京証券取引所有価証券上場規程（第441条の2）に基づき、当時の親会社である大正製薬株式会社および大正製薬ホールディングス株式会社との間に利害関係を有しない独立した第三者から「本件取引の目的は適正なものであり、本件取引の取引条件の決定手続きは妥当であり、当社の株式価値向上に資する公正なものであるため、当社取締役会が本件取引の実行を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではない」旨の意見書を入手しております。
従って、親会社グループとの間の取引は、少数株主にとって不利益なものではなく、また、法令等に従い公正かつ適正に行っております。

以上のように、一定の人的関係はあるものの、上記の通り取引条件等は公正なものであることから、当社の独立性は確保されているものと考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大槻信之	税理士											△
犬賀一志	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大槻信之	○	○	2006年８月に税理士業務を開始	税理士であり、企業会計に関する専門的知識や豊富な経験があることから、それらの専門知識や経験を生かし、機能的な監査を実施できることを期待して、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社から全く独立の観点から社外取締役としての任務を遂行できるものとして、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

犬賀一志	○	○	―――	過去に他の会社において業務執行の経験があり、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を生かすことが、当社の監査体制の強化につながるものと期待して監査等委員である社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社から全く独立の観点から社外取締役としての任務を遂行できるものとして、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査室の使用人が監査等委員会の職務を補助し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保しております。
また、監査等委員会の職務の補助を行う使用人は、監査等委員会の職務の補助を行う場合には、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとし、当該使用人の人事異動等については事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査室からその監査結果等について適時報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出すなど、監査室との連携を図ることとしております。
また、監査等委員および監査等委員会は、会計監査人と適時会合をもち、必要に応じて監査等委員会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時受領し、積極的に意見および情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち、実効的かつ効率的な監査を実施することができるようにするための体制の整備に努め、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告等を受けた場合には、監査等委員会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告または取締役に対する助言もしくは勧告など、必要な措置を適時に講じることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。
当社における社外取締役は2名であり、両名は監査等委員である取締役であります。
監査等委員である社外取締役　大槻信之は2014年6月まで当社の顧問税理士をしておりましたが、その顧問料は月額5万円と当社売上高に対して僅少であり、多額の金銭その他の財産に該当するものではないため、当社の意思決定に影響を与える取引関係ではなく、また、現在は当社から顧問料などの社外取締役としての報酬以外の報酬は受領しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2016年6月28日開催の第130期定時株主総会において、年額2億円以内の監査等委員でない取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く監査等委員でない取締役に対し、年額3,500万円以内の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることが承認されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的として業務執行取締役および執行役員に対して株式報酬型ストックオプションを付与しております。なお、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）につきましては、独立性確保の観点から付与の対象としておりません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は個別報酬の開示は行っておらず、取締役に対する報酬総額を開示しております。
2019年3月期における取締役の報酬額は監査等委員でない取締役5名に対し88,533千円であり、監査等委員である取締役4名に対し16,950千円（うち社外取締役2名に対し8,400千円）であります。
監査等委員でない取締役の支給額には、株式報酬型ストックオプションとして社外取締役を除く取締役2名に対し割り当てた新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額6,168千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、役職位に応じた固定的年額報酬としての基本報酬と、業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的として導入された株式報酬型ストックオプション（新株予約権）から構成されています。
基本報酬の額は、株主総会で承認された報酬総額の枠内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については当社内で定める一定の基準に基づき、役職位ごとの役割の大きさや責任範囲、業績結果や今後の業績の見通しなどを総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役については、その独立性確保の観点から基本報酬のみとし、個々の監査等委員である取締役の職責に応じ、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制として専門のスタッフは配置しておりませんが、必要に応じて総務部および監査室の使用人が、その職務における事務を補佐しております。
取締役会の資料については事前に配布し、担当部門において質疑応答を行っております。
また、取締役会の議論活性化のため、社外取締役である監査等委員に対して決算説明等の機会を設けております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名から構成されており、業績の進捗についても議論し、方針を決定するとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。
取締役会の開催は原則月１回ですが、必要がある場合には臨時取締役会を開催することとしております。

監査等委員会は監査等委員3名（うち社外取締役2名）から構成されており、会計監査人から会計監査計画や監査結果について報告を求めるなど、相互に情報交換を行い、監査の質を向上させるよう努め、互いに誤解が生じないよう平素から緊密な連携を保つよう努めるとともに、内部監査部門である監査室とも連携を保ち、監査室の監査の結果を活用しながら、必要に応じて監査室に監査を依頼することもできる体制をとっております。なお、監査室は現在、監査室長1名、室員3名で構成されており、監査室長は必要に応じて社内ヒアリングを行い、情報収集を行うとともに、随時必要な監査を実施しております。内部統制の監査につきましては、会計監査人と情報を共有し、監査業務の効率化を図っております。
また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
当社は社外取締役2名と責任限定契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、構成員の過半数を社外取締役が占める監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することを通じて、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
重要な業務の執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の定款の規定は設けておりませんが、監査等委員である取締

役3名を含め7名と、取締役会を少人数で構成し、執行役員を中心とした業務執行体制を強化することで、経営の意思決定の迅速化と、業務執行の充実を両立させ、更なる企業価値向上を目指しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	遠方の株主様の利便性も考慮し、株主総会の議題について十分な検討ができますよう、招集通知の早期発送を実施しております。現在のところ、法定期日の3営業日前の発送を基本としております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	財務情報、決算短信およびその他の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しましては、総務部内に担当者を置き、問い合わせの窓口としております。	
その他	事業年度にかかる『報告書』および第2四半期累計期間にかかる『株主の皆さまへ　IR News』を全株主様に送付しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内における「コンプライアンス・プログラム規準」において、顧客や株主といったステークホルダーとの関係等について規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、生命関連企業としての責任を自覚し、法令や社会規範の遵守、高い倫理観に基づく行動により、経営全般にわたり、時代に即応した改革を推進するために、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備を行っており、その概要は以下の通りであります。

当社は、取締役および使用人が、国内外の法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための指針として、「コンプライアンス・プログラム規準」を定めるほか、コンプライアンス推進のため、「コンプライアンス・プログラム規程」を定め、全社的なコンプライアンス推進の適正化のためにコンプライアンス委員会を設置しております。この委員会は、委員会規則によって定められた委員をもって構成され、コンプライアンス違反の審議を主に行い、必要に応じて顧問弁護士を含む委員以外の者の出席を求めることができるものとします。
また、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス事務局を設置し、連携してコンプライアンスの啓蒙・教育・推進を行っております。
コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス違反および違反のおそれがある事項について関係部門や社外専門家の協力を得て調査できるとともに、取締役および使用人からのコンプライアンスに関する相談を受けることができ、この相談を受ける場合には、相談者のプライバシーに関する事項は開示せず、相談者に不利益な取扱いはいたしません。
また、内部通報を受け付ける窓口として、コンプライアンス・オフィサーのほか委託契約を締結した弁護士による外部ホットラインを設置しております。

財務報告の信頼性確保につきましては、「財務報告に係る内部統制評価マニュアル」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、適正に機能することを継続的に評価して、必要な是正措置を講ずることとしております。

取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款および当社の文書管理規程の定めるところにより、文書または種々の電磁的記録媒体（以下「文書等」という。）に記録して、所定の場所に定められた保存期間に従って保存するものとし、これらの文書等の保管の主管部門は総務部となっております。

災害、情報管理、品質、環境、法令違反その他経営の過程で生じるリスクに対応するため、「危機管理対策委員会規程」を定め、現実的な危機が発生した場合には、委員会において対応策、再発防止策等を決定し、委員長を通じて代表取締役に経過および結果を報告する体制を構築しております。

毎月１回開催される定例の取締役会において、会社の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っており、取締役会では、事業計画等の決定および変更を行い、代表取締役を通じて各部門に対してその目標達成に向けた具体策の立案・実行を指示し、必要に応じて報告を受ける体制となっております。

親会社との関係では、親会社に当社の経営情報を必要に応じて提供するとともに、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するような不適切な取引や会計処理等を未然に防ぐよう、親会社と充分な情報交換を行い、連携を図っております。

監査等委員会は取締役会および社内の重要な会議を通じ、取締役および使用人から業務の執行状況の報告を受けるとともに、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反を発見した取締役および使用人から報告を受ける体制をとっております。
また、監査等委員会は、必要と認めた場合には、監査等委員に業務執行に関する重要な文書等を閲覧させ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人から説明を求めることができるとともに、会計監査人および内部監査部門である監査室と緊密な連携を保ち、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、または、するおそれがあると認めたとき、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、会社の業務として著しく不当な事実を認めたときは、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じる体制となっております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力または団体に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は一切受け付けず、一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力および団体とは断固として対決することを「コンプライアンス・プログラム規準」に定め、社内に周知徹底を図っております。
また、総務部を対応部署として定め、警察当局や顧問弁護士等と連携を図りながら、必要に応じて関係部門との協議のうえ対応を行う体制をとるとともに、兵庫県企業防衛対策協議会に所属して、他企業との情報の交換を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

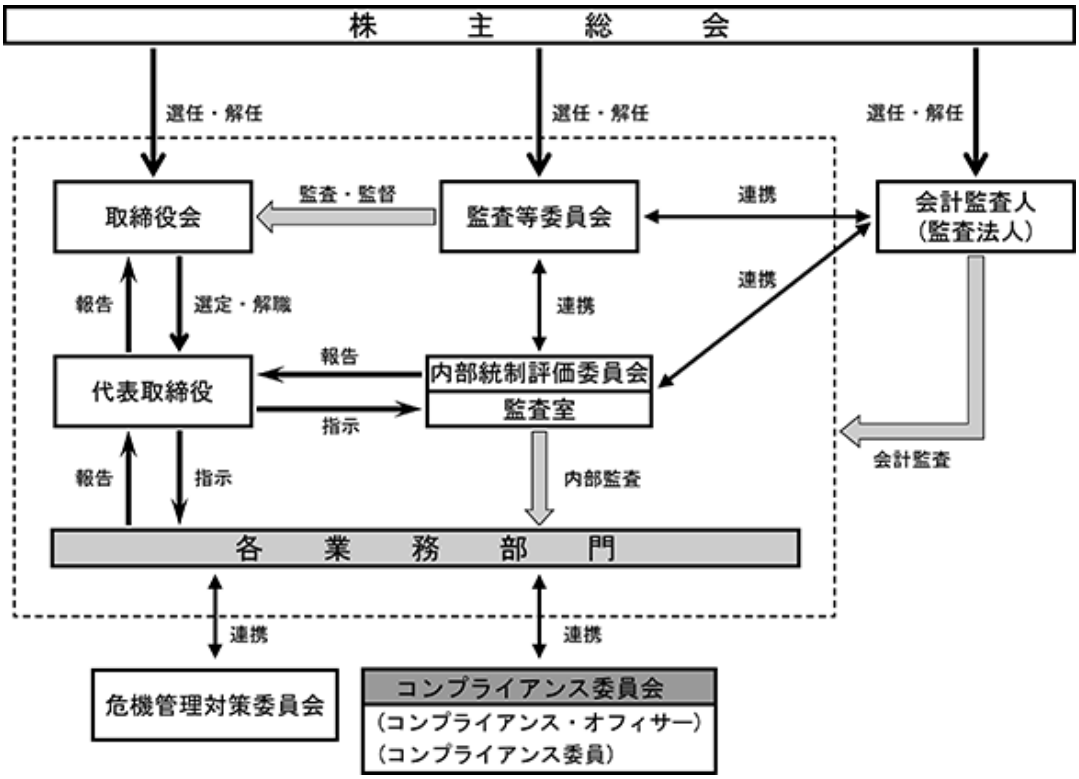
2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、重要な決定事項、重要な発生事実、決算情報等の内部情報について、社内管理、証券取引所への対応、適時開示の管理責任者として内部者取引管理規程に基づいて情報取扱責任者をおいております。情報取扱責任者は取締役または取締役に準ずる役職の者で社長が任命しますが、現在は総務部長が情報取扱責任者となっています。

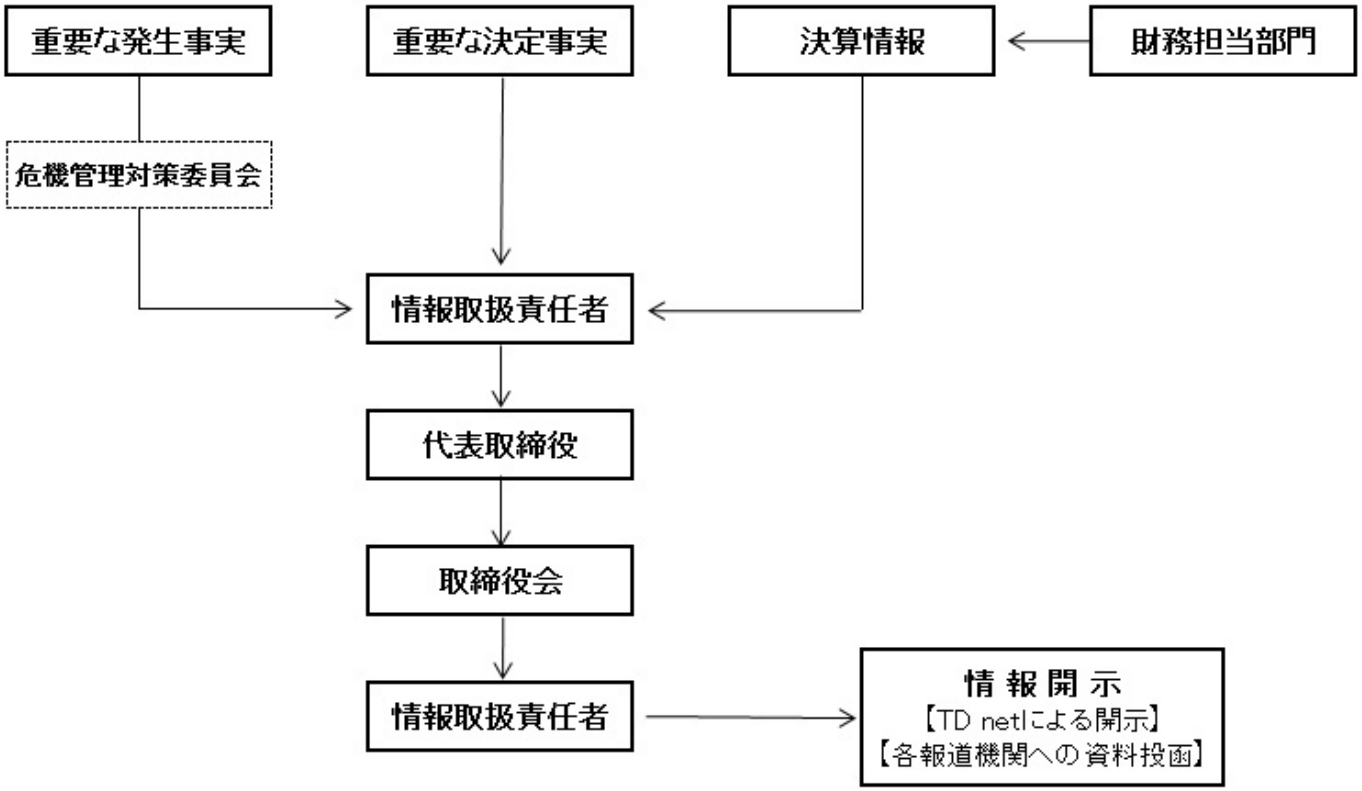
情報取扱責任者は、証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に基づき、各部署等から報告を受けた情報が法令で定める重要事項に該当するかどうかの判断を行い、インサイダー取引等が行われないように留意するとともに、代表取締役に報告し、取締役会の決議を経て、当該情報を遅滞なく公表します。

なお、決算情報（四半期決算情報を含む）については、財務担当部門より代表取締役に提出され、取締役会の決議を経て情報取扱責任者が公表を行います。また、重要な発生事実のうち、リスク情報に係るものについては、必要に応じて危機管理対策委員会において情報の収集や決定を行うことがあります。

公表は株式会社東京証券取引所のTDnetシステムにより行っております。



適時開示体制の模式図


重要な発生事実
重要な決定事実
決算情報
財務担当部門
危機管理対策委員会
情報取扱責任者
代表取締役
取締役会
情報取扱責任者
情 報 開 示
【TD netによる開示】
【各報道機関への資料投函】